

南部町活性化計画

山梨県 南部町

平成21年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	南部町活性化計画	都道府県名	山梨県	市町村名	南部町	地区名(※1)	南部地区	計画期間(※2)	平成20～平成24年度
-------	----------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	-------------

目 標：(※3)
都市部と山間地の情報格差を解消し、農村の活性化を推進するために生活環境(町内情報基盤等)の向上を図り、安心・安全・便利な地域づくりを目指す(定住)。また、都市部と同等の情報化社会を築きあげる。それに加えて農業の大切さと楽しさを情報発信するとともに、農山村の良さを活かした魅力ある地域づくりに取り組み、市町村合併した平成15年3月1日以降も続いている人口減少(5年間平均△1.72%)に歯止めをかけ、交流及びに2地域居住を推進し、当地区の人口減少率を年間△1.0%以内にとどめる。

目標設定の考え方

地区の概要：

南部町は、平成15年3月1日に県最南端の2町(旧富沢町、旧南部町)が合併した町で、県庁所在地の甲府市から南へ約60km離れた山梨県の南端に位置し、北東から南西方向へ約21km、北西から南東方向へ約16.5kmで、総面積は200.63km²、県土の約4.5%を占めている。北側は身延町、東・南・西側の三方は静岡県(富士宮市、芝川町、静岡市)に接した県境の町である。また、国道52号、JR身延線など山梨県と静岡県を結ぶ主要幹線が地域内を貫いており、静岡県から山梨県にアクセスする際の玄関として交通の要衝となっている。

周囲西側には十枚山(1,726m)、篠井山(1,394m)、仏谷山(1,503m)、青笹山(1,555m)、北東には天子ヶ岳(1,316m)、長者ヶ岳(1,335.8m)、思親山(1,030m)、南に貫ヶ岳(897m)、東に白水山(811m)、白鳥山(567m)と緑豊かな山々が連なり、その山あいには源を発した清水は、戸栗川、船山川、中村川、佐野川、楮根川、福土川、万沢川となって町の中央を貫流する日本三大急流の一つ富士川に注いでいる。また、これらの河川に沿って集落が点在し、中山間地特有の景観を形成しています。土地の利用状況は、宅地2.12km²(1.1%)、農用地4.99km²(2.5%)、森林176.18km²(87.8%)、その他17.34km²(8.6%)で、森林の割合が高くなっており、豊かな自然が保全されている。

気象条件は、年平均気温が15℃と比較的温暖で、年間降水量は2,500mm前後と山梨県内では最多雨地帯であり、降雪は極めて少なく、四季を通じて過ごしやすい太平洋沿岸気候に属している。

平成17年の国勢調査による南部町の人口は10,254人となっていますが、昭和55年の国勢調査人口12,465人以降、減少しており、平成7年国勢調査と平成17年国勢調査の人口を比較してみると、1,183人(約10.0%)と大きく減少している。

また、平成17年の国勢調査における老年人口の構成比率の全国平均は20.1%であるのに対し、本町は30.6%と大きく上回っており、今後ますます高くなっていくことが予想される。

現状と課題

これまで政府が掲げてきた「e-Japan戦略」、「e-Japan戦略II」、そして今「IT新改革戦略」の推進により、今後もIT戦略本部を中心とし、迅速かつ重点的に実施すべき具体的施策(「ITの構造改革力の追求」「IT基盤の整備」「世界への発信」)が実施されることになる。

本町においては、すべての住民がICT社会の恩恵を享受できるよう、本町全域を隔たりなく網羅できる情報基盤の整備が急務となっています。現在著しいICT化の進展による高度情報化社会が成熟し、ブロードバンド回線によるインターネットの普及が浸透する中、農村部である本町では高速通信網をはじめ放送のデジタル化の対応など、情報通信基盤の整備が大幅に遅れており、情報通信分野においても著しい過疎状態が生じている。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足による農地の荒廃を食い止めるとともに、地産地消の推進、食の安心、安全を情報発信して農産物の販売を促進し、農業所得の安定化を図る必要がある。

さらに、「道の駅」や町営温泉施設の農産物直売コーナーの効率的な活用と生産農家との連携、農産物生産部会の取り組みを支援していくことで、本町を訪れる都市市民や観光客を対象に、地域で生産される農産物の販売体制の充実とPRに必要な情報基盤の整備を図ることが重要な課題である。

今後の展開方向等(※4)

町内の光ネットワークにより、様々な情報受発信が可能となるブロードバンド環境などの情報通信基盤の高度化を推進し、担い手や後継者への農業情報の提供、消費者への農産物や生産情報の提供、自然災害などによる影響を受けない農作物の管理(気象情報の提供、農作物の予防指導、営農指導など)、地産地消と地域間交流、地域農業の活性化を図るとともに、安心・安全・便利な暮らしが実現が出来る環境整備を図り定住促進につなげていく。

特に、食の安心・安全については消費者の関心が今一段と高くなっていることから、生産者の顔が見える農業の確立と消費者のニーズが反映させられる農業を目指し、より付加価値を高めた農産物の生産に取り組む必要があるため、Webサイト(サイトには愛称を付ける)を立ち上げ、煎茶、お茶ペットボトル、筍、イベントなどを広くPRするための情報発信をしていく。

また、団塊の世代が定年期を迎えることから、遊休農地の活用を図りより良い農産物の生産支援のための農事メモや市況価格情報を配信していく。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
南部町	南部地区	情報通信基盤施設(情報通信基盤施設)	南部町	有	口	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
南部町	南部地区	町単独南部町情報通信基盤施設整備事業(情報通信基盤施設)	南部町	補助対象外分(平成20～平成23年度)

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

南部地区(山梨県南部町)	区域面積(※2)	15,315ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域は、15,315haのうち農林地面積は14,452haで、94.36%を占め、農林業従事者数は45%を越え、主要産業である。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H15→H20で約8.6%減)、農林業従事者の高齢化を考えると、活性化のためには定住等及び地域間交流を進めることは必要不可欠な地域である。		
③法第3条第3号関係: 本町は、2町が合併した新しい町で、総面積は200.63km²と広く、区域の居住状況は27の小規模集落に点在しており、区域内には、市街地は形成されていない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）（※4）

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号二）

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 (※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

定住人口の確保:事業完了後に平成24年度の転出入割合の減少率を△1.0%以内とする。
比較の際の転出入割合については、住民基本台帳の(当該年度における転入人口－当該年度における転出人口)／前年度の総人口×100とする。
また、事後評価の妥当性については、地域情報化推進委員会の意見をふまえ、公表するものとする。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。